

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
4 年 第 14 号	4. 3. 22	<p>日立市内に設置計画中の茨城県関与の新産業廃棄物最終処分場に係る基本計画案の慎重取扱いを求める陳情</p> <p>I 陳情の趣旨</p> <p>2020年5月26日、茨城県知事は日立市内に標記産業廃棄物最終処分場(以下「新産廃最終処分場」という。)を設置することを公表、本年2月4日の第4回新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)で、新産業廃棄物最終処分場基本計画案(以下、「基本計画案」という。)を取りまとめた。</p> <p>この基本計画案では、大量の湛水を有する日立市諏訪町唐津沢の日立セメント(株)所有の石灰岩鉱山跡地に、「廃棄物処理センター」(注1)としては日本最大級の244万m³もの埋立て容量を有する管理型最終処分場を造り、県内外の、有害物質や放射性物質を含む産業廃棄物、一般廃棄物等をも処分するというものである。この計画案が決定されれば、市民の環境、暮らし、そして命が脅かされることは必至である。よって、下記の陳情をする。</p> <p>(注1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の5に規定するもの。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本年2月4日に策定委員会が提示した基本計画案は、市民の納得し得る評価が得られておらず、また、幾つかの重大な調査も行われていないことから、茨城県議会は、茨城県知事に対して、この基本計画案の拙速な取り扱いをしない様、求めること。 2 茨城県議会は、現地視察(調査)を行うこと。併せて、地方自治法(1947年法律第67号)第100条の2(専門調査)に基づき、基本計画案等の専門的事項に係る調査を、外部の学識経験を有する者等を組織して、早急に行うこと。 3 茨城県議会は、茨城県知事に対し、日立市民への基本計画案報告会を各小学区単位に行う様、また、市民の疑問や懸念に充分応えるよう求めること。 4 茨城県議会としても、本陳情に関して、陳情者から意見を聞くと共に、基本計画案について、広く市県民の声を聴いて判断すること。 	<p>県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会 共同代表 荒川 照明 外1名</p>	<p>防災環境 産業</p>

II 陳情の理由

- 1 2022年2月6日に策定委員会が提示した基本計画案は、基本計画策定委託業務により作成しているが、市民の重大な諸懸念に伝えておらず、幾つかの重大な調査も行われていない等、科学的にして十分なものと評価することはできない。重大な問題点（別紙）は未解明のままである。2021年6月25日に日立市議会（「以下、市議会」という。）が議決した「新たな産業廃棄物最終処分場整備の受入れに関する決議」中の受入れ前提条件たる「市民生活の安全安心の確保」、「本市の豊かな自然環境の保全」等は担保されていない。このまま、この基本計画案が確定し、新産廃最終処分場が設置されれば市民の環境と暮らし、そして命への影響は避けられない。
- 2 茨城県議会は、これ迄、本件に関して現地視察（調査）を行っていない。また、基本計画案等を正確に評価するには、地方自治法（1947年法律第67号）第100条の2（専門調査）に基づき、独自に、第三者の専門的な知識を有する者で構成する調査委員会を組織して、評価することが不可欠である。
去る3月6日の日立市多賀市民会館での市民報告会でも、市民から、第三者機関による基本計画案の審議の要望があったところである（注2）。
- 3 2021年12月から本年3月にかけての2日間（延3回）、茨城県は日立市内で基本計画案に関する市民報告会を開催したが、コロナ感染症の世界的パンデミックの中でもあり、175名の参加にとどまった。基本計画案の内容が広く市民に伝わり、理解されたとは言えない状況である。質問時間も短く、沢山の質問希望者が発言できないまま閉会となっている。同年12月14日開催の日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会（以下、「日立市産廃特別委員会」という。）で複数の市議会議員から市民報告会の追加開催要望があったが、実現していない。
多くの市民が、基本計画案の中身を知らないまま、日本最大級の「廃棄物処理センター」の設置が決まるとなれば、それは「国民主権」並びに「住民自治」を軽んじていることになる。
- 4 2021年2月26日、本会は貴職に「日立市諏訪町地内への県産業廃棄物最終処分場の建設計画撤回に関する陳情」を提出したが、陳情書は議員に配布されたものの、防災環境産業委員会は現地視察（調査）もしておらず、内容に関する議論も不十分で、本会から意見を聴取することもしていない。また、新産廃最終処分場設置は日立市民だけの問題ではないにも拘わらず、広く県民の声を聴

	<p>く対応もしていない。</p> <p>(注2) 策定委員会は、大学等の有識者が構成員となっはいるが、構成員には新産廃最終処分場事業主体、関連業界、地元経済団体、県(許認可権者)、市等の利害関係者等が含まれており、市民の求めるところの、純科学的に物事を評価するための第三者組織とは言えない。</p> <p>(別紙) 基本計画案の問題点(触れられていないことも含めて)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新産廃最終処分場が、「エコフロンティアかさま」同様、日本最大級の廃棄物処理センターであること、茨城県内だけではなく県外からの産業廃棄物や一般廃棄物も扱うことが明記されていないこと。 2 新産廃最終処分場で受け入れる廃棄物には放射性物質を一定含有するものがあること、また、遮水工関係諸材料への放射性物質の影響についても触れていないこと。 3 新産廃最終処分場建設予定地の中心部は空洞や高透水性の石灰岩層から成る巨大な沢地(唐津沢)の掘削跡地(大きな湛水池(注3))であり、産廃最終処分場としては最も不適である。河川や地下水等への汚染は避けられない。それにも拘わらず、策定委員会は地質(注3)、土壌(注4)、水文(注5)、水質(注6)、そして生物(注7)等に係る十分な調査をしないまま、基本計画案を策定していること。 <ul style="list-style-type: none"> (注3) 埋立施設の中央部＝湛水池は地質調査がなされていない。 (注4) ダイオキシン類等の化学物質調査がなされていない。 (注5) 湛水池の水面高は近接の鮎川水面より低く、「湛水池は地下水となって北側(下流側)に流出している可能性がある」旨、記されながら流出量等の確定調査もしていない為、水の流入、流出の収支が明確になっていない。 (注6) 大腸菌類及びダイオキシン類等の化学物質調査がなされていない。 (注7) 3月6日の市民報告会で、市民から「計画地には貴重な植物、生物、こけ類、軟体動物、貝類等が存在している。レッドデータブック掲載のものもある。調査して欲しい」と要望があり、県と事業団は「調査中」と回答している。 4 当地を埋め立て、その上に廃棄物を山のように積み上げる計画だが、降雨予測量が水防法(1949年法律第193号)に定める想定最大規模降雨量より小さく、 		
--	---	--	--

		<p>豪雨時の洪水、廃棄物流出、土石流発生等の災害予測が不十分であること(注8)。</p> <p>(注8)1947年9月のキャサリン台風で、日立市内は各所で大きな洪水被害が発生、日立セメント(株)太平田鉱山もまた大きな洪水被害を受けた。</p> <p>5 「エコフロかさま」での、これまでの環境汚染、浸出水処理施設トラブル、地震の影響等の事案に殆ど触れていないこと。</p> <p>6 当地の12km南方に東海第二原子力発電所(1978年稼働)があり、過酷事故時には最終処分場が運転できず、公衆衛生上の大問題の発生が予測されるが、それらの危機管理対応等が明確には示されていないこと。</p> <p>7 浸出水処理施設に脱塩処理施設等が付帯していないことによる日立市下水処理場への影響が検討されていないこと。</p> <p>8 「山側道路」から4kmもの新設道路が建設されることがそもそも最終処分場選定基準に違反していること、また、新設道路建設により生活環境の悪化、自然破壊、桜川への甚大な影響が発生することに触れていないこと。</p> <p>9 新産廃最終処分場建設工事は新設道路ではなく、県道37号線を使用するとの説明が12月4日の「中間報告会」で示された。一方的で重大な方針転換であるが、基本計画には記載されていないこと。</p> <p>10 日常的に全市的な交通渋滞が発生することによる生活と生産への影響に触れていないこと。</p> <p>11 日立市に巨大産廃処分場が建設されることにより発生する風評被害、市民のストレス、地域の衰退等、負の側面についての分析がなされていないこと。</p> <p>12 産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設としての焼却施設を民間事業者が設置主体となることについては否定していないこと。焼却施設が設置されれば団地を含む周辺住民等、及び周辺の自然環境等への影響は避けられないこと。</p>		
--	--	---	--	--